

小規模企業共済制度について

来年の確定申告対策として、今回は小規模企業共済制度についてご紹介致します。この小規模企業共済制度に加入することにより、所得税等において、小規模企業共済等掛金控除として「所得控除」を受けることができます。「所得控除」には生命保険料控除などがありますが、生命保険料控除はいくら支払っても最高 12 万円が控除限度額となります。これに対して小規模企業共済制度の場合、その年中に支払った掛金の全額が「所得控除」の対象となり、「所得控除」の中でも大きな節税効果が期待できます。

また、支払った掛金は共済金又は解約金として後に受け取ることができ、基本的には退職金等としての取扱いであるため、税制的に優遇されています。下記ではこの小規模企業共済制度の内容のうち、所得税に関連する部分を中心にご紹介致します。

1. 小規模企業共済制度について

(1)	内容	個人事業をやめたとき、会社等の役員を退職したときなどの生活資金等をあらかじめ積み立てておくための共済制度で、掛金を払い込んだ分だけ節税することができ、払い込んだ掛金は事業を廃業したときなどに退職金として受け取ることができます。 個人事業主や小規模企業の役員の方のための退職金共済制度で、独立行政法人中小企業基盤整備機構によって運営されています。
(2)	加入できる者	① 個人事業主として ② 法人の役員として ③ 共同経営者として ※従業員数や事業的規模などの加入要件があります。 ※事業以外に会社に勤務している場合は加入できません。 ※事業専従者も加入できます。
(3)	掛金	月額 1,000 円から 70,000 円までの範囲内（500 円単位）で自由に選択できます。
(4)	取扱い	掛金は所得税法上、全額を小規模企業共済等掛金控除として、課税対象となる所得から控除できます。

2. 小規模企業共済制度へ加入するメリット

(1) 掛金支払い時

その年に払い込んだ掛金は、**全額がその年の所得控除の対象**となります。

【月額掛金 7 万円（年額 84 万円）で加入した場合】

課税される所得金額（※）	加入前の場合		月額 7 万円で加入した場合		減税額
	所得税	住民税	所得税	住民税	
200 万円	104,600 円	205,000 円	59,200 円	121,000 円	△129,400 円
600 万円	788,700 円	605,000 円	617,100 円	521,000 円	△255,600 円
1,000 万円	1,801,000 円	1,005,000 円	1,518,000 円	921,000 円	△367,000 円

（※）その年分の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除などを控除した後の額で、課税の対象となる額をいいます（なお、所得税、住民税の課税される所得金額は計算上同一としています。）。)

(2) 共済金等受け取り時

共済金及び解約手当金は、受け取る際の年齢や一括又は分割などの受取方法などで税法上の取扱いが異なります。以下では主な内容を掲載させていただきます。

	共済金等の請求事由	税法上の取扱い	
		かかる税金	所得の計算方法
①	共済金を一括で受け取る場合	所得税及び住民税（退職所得）	$(\text{共済金額} - \text{退職所得控除額} (\ast 1)) \times 1/2$
②	共済金を分割で受け取る場合	所得税及び住民税（公的年金等の雑所得）	$\text{年間の共済金受取額} - \text{公的年金等控除額} (\ast 2)$
③	65 歳以上の任意解約の場合	所得税及び住民税（退職所得）	$(\text{共済金額} - \text{退職所得控除額} (\ast 1)) \times 1/2$
④	65 歳未満の任意解約の場合	所得税及び住民税（一時所得）	解約金 - 収入を得るために支出した金額 - 特別控除額【最高 50 万円】
⑤	共済契約者死亡により遺族が共済金を受け取る場合	相続税（みなし相続財産）	所得税の課税対象外

（注）任意解約の場合、掛金納付月数が 240 月（20 年）未満のときは、解約手当金が掛金合計額を下回ります。

（※1）退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額	
20 年以下	40 万円 × ※勤続年数（最低 80 万円）	※1 年未満の端数切上げ
20 年超	800 万円 + 70 万円 × (※勤続年数 - 20 年)	※1 年未満の端数切上げ

（※2）公的年金等控除額

共済金を受け取る人の年齢	公的年金等控除額	
65 歳未満	最低 70 万円（公的年金等の収入額に応じて増加）	
65 歳以上	最低 120 万円（公的年金等の収入額に応じて増加）	